

1 公募開始日

令和2年8月17日

2 業務内容

(1) 業務名

岩手県立一戸病院給食業務委託

(2) 業務内容

委託導入から運営までの一連の業務（詳細は参加説明書による。）

(3) 導入期限

令和3年3月31日

3 参加資格要件に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公示の日から審査完了の日までの間に、岩手県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する「患者給食業務」に係る医療関連サービスマークを有している、もしくは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10で定める基準に適合すると認められる者であること。
- (5) 給食業務委託において、平成29年4月1日以降に、日本国内における病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）において、業務範囲として献立作成、食材調達、調理、配送・下膳・食器洗浄までを一括して1年以上継続して運営した実績を有する者。
- (6) 別添「岩手県立一戸病院給食業務委託要求仕様書」を充たす業務が遂行可能であること。
- (7) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。なお、上記の該当の有無を確認するため、警察本部に照会する場合があること。

4 技術提案書を特定するための基準

- (1) 経営状況の健全性
- (2) 関連業務の実績
- (3) 提案内容の具体性及び信頼性
- (4) 課題に対する提案能力
- (5) 従事者に対する教育・指導体制
- (6) 導入・運営経費
- (7) その他審査委員会が必要と認める事項

5 担当部局

〒028-6193 岩手県二戸市堀野字大川原毛38番地2

岩手県立二戸病院総務課管財係

電話番号 0195-23-2191 FAX 0195-23-2834

6 参加説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) 交付期間
令和2年8月17日から令和2年8月31日までの、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日。
午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所
5の場所
- (3) 交付方法
1者につき、1部を無料で、直接交付する。(郵送、ファクシミリ等による交付は行わない。)

7 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限
令和2年8月31日午後5時(令和2年8月17日から令和2年8月31日までの、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日。午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出場所
5の場所
- (3) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

8 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限
令和2年10月21日午後5時(受付期間は、令和2年9月18日から令和2年10月21日までの、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日。午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (2) 提出場所
5の場所
- (3) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
参加表明書及び技術提案書の作成及び提出(ヒアリングへの対応を含む)に関連して必要となる経費については、各参加表明及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金
医療局財務規程第202条、第203条及び第204条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
5に同じ。
- (6) 技術提案書に関するヒアリング
行う。
- (7) その他
詳細は参加説明書による。

10 様式等

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 参加表明書添付書類（様式2～3）
- (3) 技術提案書（様式4）
- (4) 技術提案書添付書類（様式5～10）
- (5) 質問書（様式11）